

原管発官 R 3 第 6 4 号
2 0 2 1 年 5 月 2 6 日

運 転 計 画 (変 更)

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の17及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第64条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

発電用原子炉の停止計画

2021.5.26

ユニット名	2021 年 度				2022 年 度				2023 年 度			
	4月	7	10	1	4月	7	10	1	4月	7	10	1
福島第一原子力発電所												
1号機												
”												
2号機												
”												
3号機												
”												
4号機												
”												
5号機												
”												
6号機												
福島第二原子力発電所												
1号機												
”												
2号機												
”												
3号機												
”												
4号機												
柏崎刈羽原子力発電所												
1号機												
”												
2号機												
”												
3号機												
”												
4号機												
”												
5号機												
”												
6号機												
”												
7号機												

- (注1) 福島第一原子力発電所1～4号機は、2011年5月20日に、今後発電用原子炉の運転をしないこととしたが、原子炉等規制法第43条の3の34の発電用原子炉の廃止に伴う措置は講じていないことから、運転計画上は「運転終了」とする。
- (注2) 福島第一原子力発電所5、6号機は、2013年12月18日に、今後発電用原子炉の運転をしないこととしたが、原子炉等規制法第43条の3の34の発電用原子炉の廃止に伴う措置は講じていないことから、運転計画上は「運転終了」とする。
- (注3) 福島第二原子力発電所1～4号機は、運転計画を2019年9月30日をもって「運転終了」とし、「2020年5月29日廃止措置計画認可申請」としていたが、2021年4月28日に廃止措置計画の認可を受けたことから、2021年4月28日以降の計画を「廃止措置」とする。
- (注4) 柏崎刈羽原子力発電所1、5～7号機については、東北地方太平洋沖地震による影響に伴い、運転計画を確定できないことから、運転計画上は「未定」とし、計画が決定次第届出を行う。
- (注5) 柏崎刈羽原子力発電所2～4号機については、新潟県中越沖地震による影響に伴い、運転計画を確定できないことから、運転計画上は「未定」とし、計画が決定次第届出を行う。

運転計画を変更する理由を記載した書類

福島第二原子力発電所1～4号機について、2021年度の運転計画の変更を届け出ます。

【変更内容】

福島第二原子力発電所1～4号機については、運転計画を2019年9月30日をもって「運転終了」とし、2020年5月29日に「廃止措置計画認可申請」としていたが、2021年4月28日に廃止措置計画の認可を受けたことから、2021年4月28日以降の計画を「廃止措置」とする。

【添付資料】

- ・福島第二原子力発電所1～4号機 停止計画変更比較表

以上

福島第二原子力発電所1～4号機 停止計画変更比較表

前回計画

ユニット名	2021 年度				2022 年度				2023 年度			
	4月	7	10	1	4月	7	10	1	4月	7	10	1
福島第二原子力発電所	2020年5月29日廃止措置計画認可申請											
1号機	運転終了（注1）											
”	2020年5月29日廃止措置計画認可申請											
2号機	運転終了（注1）											
”	2020年5月29日廃止措置計画認可申請											
3号機	運転終了（注1）											
”	2020年5月29日廃止措置計画認可申請											
4号機	運転終了（注1）											

（注1） 福島第二原子力発電所1～4号機は、2019年9月30日をもって、今後発電用原子炉の運転をしないこととしたが、原子炉等規制法第43条の3の34の発電用原子炉の廃止に伴う措置は講じていないことから、運転計画上は「運転終了」とする。

今回計画

ユニット名	2021 年度				2022 年度				2023 年度			
	4月	7	10	1	4月	7	10	1	4月	7	10	1
福島第二原子力発電所	▽ 2021年4月28日廃止措置計画認可（注1）											
1号機					廃止措置							
”	▽ 2021年4月28日廃止措置計画認可（注1）											
2号機					廃止措置							
”	▽ 2021年4月28日廃止措置計画認可（注1）											
3号機					廃止措置							
”	▽ 2021年4月28日廃止措置計画認可（注1）											
4号機					廃止措置							

（注1） 福島第二原子力発電所1～4号機は、運転計画を2019年9月30日をもって「運転終了」とし、「2020年5月29日廃止措置計画認可申請」としていたが、2021年4月28日に廃止措置計画の認可を受けたことから、2021年4月28日以降の計画を「廃止措置」とする。